



熊本地震被災者の抜本的な支援強化を求める意見書（案）

震度7が襲った熊本地震から4ヶ月が経過しましたが、これまでにない震災被害をもたらしています。

現在は、被害を受けた住宅の再建や修繕、また仮設住宅の整備や転居等、住まいの確保が重要な取り組みの一つとなっています。

住宅再建に向けての支援策については、被災者の現状をふまえて生活の立て直しや被災地の復興を成し遂げるためには、現行の支援制度の拡充が不可欠です。

例えば、被災者生活再建支援金は現行制度では、全壊で建て直しの場合でも300万円です。住宅再建をしようとしても新たな住宅ローンを背負うことになり、被災者の大きな不安の原因となっています。

また、現行制度では一部損壊であれば修繕に対する支援制度はありませんが、実際には、瓦の破損等による屋根の修繕や壁の亀裂による修繕など、数百万円の費用がかかるケースも報告されています。

今必要なことは、現行の支援制度の拡充を行い、被災者が等しく再建に向け進めるよう行政として道筋を示すことです。

よって、国においては以下の支援策について取り組むよう求めます。

1. 被災者生活再建支援金については、全壊・建て替えの額を現行の300万円から500万円に引き上げるなど、拡充すること。
2. 半壊世帯への、応急修理費用の上限を引き上げること。
3. 一部損壊と認定された住宅については、修繕費用に対する支援制度を創設すること。

大阪府の乳幼児医療費助成制度の患者負担を増やさぬよう求める意見書（案）

子どもの医療費助成制度は、子どもの病気の早期発見・早期治療を支え、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要な役割を果たしています。

とりわけ大阪は、子どもの貧困の割合が全国2位で、助成年齢の拡充や、受診するたびに支払わなければならない一部負担金（現在1回500円、1医療機関あたり月1000円上限、合計月2500円上限）をできる限り軽減することが重要な課題となっています。

こうしたなか、大阪府は乳幼児医療をふくむ福祉医療助成制度の見直しとして、一部負担金の月上限額の引き上げや、現在は自己負担のない薬局での一部負担金の導入など、患者負担の引き上げを検討しています。

一部負担金の引き上げは、子育て世代にとって大きな負担になり、子どもの受診控えが今以上に増えることが心配されます。

よって、全ての子どもが安心して医療にかかれるよう、大阪府に対し、乳幼児医療費助成制度の患者負担を増やさぬよう、以下の点を強く求めます。

記

1. 一部負担金の引き上げを行わないこと。
2. 薬局での一部負担金は導入しないこと。

9議会の日程（予定）

日	曜	議会日程
5	月	本会議（議案の上程）
6	火	本会議
7	水	本会議
8	木	本会議（予備日）
13	火	常任委員会
14	水	常任委員会（予備日）
20	火	議会運営委員会（意見書の取り扱い）
26	月	本会議（一般質問） 日本共産党質問
27	火	本会議（一般質問）
28	水	本会議（一般質問）
29	木	本会議（予備日）
30	金	本会議（委員長報告・採決）

*** 日本共産党の一般質問は9月26日（月）午後1時からの予定です。**
 （午前中の大阪維新の会の質疑終了時間により、早まる場合があります。）

介護保険制度改正時における福祉用具、住宅改修及び、生活援助への見直しに関する意見書（案）

国は、昨年度から、要支援1、2の人に対する訪問介護等のサービスを保険給付から除外する改悪を始めています。さらに、次期介護保険事業では、要介護度2までの人のサービスについては市町村事業に移し、福祉用具の貸与や、手すり設置などの住宅改修及び、生活援助サービスは、原則全額自己負担とする等の検討をすすめています。

要介護2までの要介護軽度者にとって杖、車いす、ベッドなどの福祉用具の使用は、転倒予防など安全な日常生活を送ることができ、生活の幅が広がり社会参加も可能とするために欠かせないものとなっています。しかし、自己負担増となれば、利用のためらいによる重度化や、福祉用具で成り立っていた生活が崩れてしまうことが考えられます。

また、訪問介護の生活援助サービスは、室内の散らかり状況から高齢者の体調を判断したり好みの変化から認知症の症状を把握したりなど、ヘルパーの専門性が求められているものですが、保険から外され、専門でない人の支援になれば、高齢者の微妙な変化を見逃す危険が大です。早期対応の遅れは、高齢者の介護状態の重症化をすすめる結果になりかねません。「自己責任・自助」を国民に求める介護制度の改悪は多くの弊害を生んでいます。介護保険を「使わせない」というやり方は、家族を疲弊させ、高齢者を重症化させ、介護保険財政を膨張させる悪循環しかもたらしません。

以上の理由から、要介護軽度者に対する福祉用具貸与及び、住宅改修、生活支援サービス等の給付の見直しは再考すべきと考えます。国に対し、現行の介護保険制度の仕組みを維持することを求めます。